

# 新潟県教育旅行誘致促進事業補助金 交付要綱概要

## 【補助対象期間】

令和3年5月21日（金）～令和4年3月31日（木）までの間に、実施および完了する教育旅行

## 【補助対象者】

県外学校（小学校、中学校、高校等）、旅行会社

## 【補助対象旅行】

新潟県外を発地とした、県内で宿泊を伴う教育旅行



### ※対象外となる場合※

- ・ 過去に新潟県内で教育旅行を行った学校
  - 貸切バス代への補助の場合：前年度
  - 生徒宿泊費への補助の場合：直近3カ年度
- ・ 学校の部活動やクラブ活動による、合宿や大会への参加に伴う宿泊
- ・ 学校の教員以外が引率する場合



## 【補助内容】

	貸切バス	県内での生徒宿泊代
補助額	1台あたり経費の1/2	生徒1人泊あたり1,500円
上限額	1台8万円、1団体40万円	上限なし
条件	1台あたり20人以上の利用  ※コロナ対策による分乗のため、20人未満となる場合など、状況によって20人未満も可とする。	

### 【その他補助条件】

- 他補助金との合計額が、経費の総額を超えない範囲で併用可（県その他補助金との併用は不可）
- 前年度または直近3カ年度の間、県内への修学旅行を実施していた学校でも、新たな旅行内容での申請であれば対象
- 申請は1学校1申請

## 新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新潟県内での教育旅行を促進するため、新潟県内で宿泊を伴う修学旅行、スキー実習、林間学校、移動教室、宿泊学習（学習指導要領で定められた学校行事の一環として行われるもので、これに準ずるものを含む。以下「教育旅行」という。）を催行する学校及び旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付基準等)

第2条 この補助金は、下記の基準等により交付するものとする。

#### (1) 補助対象者

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）（以下「学校」という。）
- イ 募集型旅行を実施する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者（以下「旅行会社」という。）
- ウ その他知事が特に認めた団体

#### (2) 補助対象要件

新潟県以外を発地とし、新潟県内の宿泊施設で宿泊する、第2条（1）アの学校が実施する教育旅行であること。ただし、貸切バスへの補助は前年度、宿泊費への補助は直近3カ年度に新潟県内で同様の教育旅行を行った学校および下記に該当する場合は、対象外とする。

- ア 学校の部活動やクラブ活動による、合宿や大会への参加に伴う宿泊
- イ 学校の教員以外が引率する場合

#### (3) 補助限度額

- ア 補助金の交付額は、実際に催行された教育旅行に対し、貸切バスについては、1台あたり20人以上の利用に限り、1台あたり経費の2分の1（上限80,000円）とし、1団体あたり400,000円を上限とする。新潟県内での宿泊については、生徒1人泊あたり1,500円を補助する。
- イ 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金又は助成金を併用して交付を受ける場合は、本補助金以外の補助金又は助成金との合計額が貸切バス代、宿泊費それぞれの経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。ただし、県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできないものとする。

### (交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、別記第1号様式により行うものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

なお、交付申請をするにあたって、別記第1-2号様式による誓約書を提出しなければならない。

2 事業主体は交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 知事は、事業実施主体から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 知事は、補助金の適正な執行を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、又は次条に規定する条件以外の条件を付して、交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 事業の内容を変更する場合には、第8条に規定する軽微な変更を除き、知事の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(4) 第15条により、別記第7号様式による報告がなされた場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部を返還させるものであること。

(5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(6) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(7) 補助対象者が次のいずれかにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団員（新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められるとき

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

エ 自己、その属する法人、その他の団体若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

オ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

カ その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

(申請の取下げ)

第6条 第4条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げる場合には、補助金交付決定通知を受けた日から15日以内に、別記第2号様式による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 補助金額の総額について、増額または2割を超える減額をする場合
- (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(事業の状況報告)

第11条 知事から事業の遂行状況の報告を求められたときは、規則第10条の規定により、別記第5号様式による状況報告書を速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式のとおりとし、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払い)

第14条 補助事業者が別記第7号様式による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、当該事業者に対し、支払うことができる。

(補助金の返還)

第15条 知事は、第13条第1項の補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第3条第2項ただし書きにより交付申請を行い、第12条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定後、別記第8号様式により、速やかに、知事に報告しなければならない。

(提出書類の部数)

第17条 この要綱に定める申請書等の提出部数は、1部とする。ただし、知事が別に指示した場合はこの限りでない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

新潟県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金 交付申請書

標記の補助事業に係る事業を下記のとおり実施したいので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金額 \_\_\_\_\_ 円  
うち宿泊に係る分 \_\_\_\_\_ 円、バスに係る分 \_\_\_\_\_ 円

2 内容

1	学校名 (学年)	学校 ( 年)	
2	旅行人数・泊数 (生徒のみ)	名 × 新潟県内泊数	泊 × 1,500 円
3	利用バス台数	台 (1台あたりの利用人数 名) × _____ 円 (経費の 1/2 (上限 80,000 円))	
4	旅行期間 (全体の行程)	年 月 日 ~ 年 月 日	
5	新潟県内における 宿泊施設	施設名	
		電話番号	
6	新潟県内教育旅行 実施の有無	前年度 : 有 ・ 無	直近3カ年度 : 有 ・ 無
7	担当旅行会社 (学校の申請の場 合に記入)	旅行会社名	
		担当者名	
8	本補助制度以外の バス補助申請有無	有 ・ 無 (有の場合は補助事業名を記載すること)	
		補助事業名	

3 添付書類

- (1) 旅行行程表 (任意様式)
- (2) バス経費の見積書の写し (バス会社又は旅行会社等が発行したもの)
- (3) 「本補助制度以外のバス補助申請有無」が有の場合は、該当補助申請書の写し等、補助額が分かるもの
- (4) その他必要と認められる書類

新潟県知事 様

誓約書

私及び役員等は暴力団員ではありません。  
また、これらの者と社会的に非難されるべき関係はありません。

上記について相違ないことを誓約いたします。  
また、県が必要な場合には、新潟県警察本部に照会することを承諾いたします。

所在地

名 称

代表者

(注)

- ・「暴力団」とは、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定するものをいう。
- ・「暴力団員」とは、新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- ・「役員等」とは、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。

別記第2号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金に係る補助事業の申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付申請を行った標記の補助金について、  
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けたところですが、下記の  
理由で申請を取り下げたいので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第6条  
の規定により取下げ書を提出します。

記

1 学校名

2 交付決定額 金 円

3 取下げ理由

新潟県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業を  
下記のとおり変更したいので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第7条の  
規定により申請します。

記

1 学校名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 補助金の変更額

変更前 \_\_\_\_\_ 円

うち宿泊に係る分 \_\_\_\_\_ 円、バスに係る分 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

うち宿泊に係る分 \_\_\_\_\_ 円、バスに係る分 \_\_\_\_\_ 円

5 添付書類

(1) 旅行行程表 (変更がある場合)

(2) バス経費の見積書の写し (変更がある場合)

(3) その他必要と認められる書類

別記第4号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 学校名
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 中止（廃止）の理由

別記第5号様式

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業の遂行状況について、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 学校名
- 2 事業の進捗状況
- 3 その他

(注) 事業の実施状況が分かる写真及び説明資料を添付すること。

新潟県知事 様

名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 \_\_\_\_\_円  
うち宿泊に係る分 \_\_\_\_\_円、バスに係る分 \_\_\_\_\_円

2 内容

1	学校名 (学年)	学校 ( 年)	
2	旅行人数・泊数 (生徒のみ)	名 × 新潟県内泊数 泊 ×1,500円	
3	利用バス台数	台 (1台あたりの利用人数 名) × _____円 (経費の1/2 (上限80,000円))	
4	旅行期間 (全体の行程)	年 月 日 ~ 年 月 日	
5	新潟県内における 宿泊施設	施設名	
		電話番号	
6	本補助制度以外の バス補助申請有無	有 ・ 無 (有の場合は補助事業名を記載すること)	
		補助事業名	

3 添付書類

- (1) 実施した旅行行程表 (任意様式)
- (2) 宿泊証明書 (別紙1)
- (3) バス経費の請求書又は領収書の写し
- (4) 「本補助制度以外のバス補助申請有無」が有の場合は、該当補助実績報告の写し
- (5) その他必要と認められる書類

4 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座名義《フリガナ》	
口座番号	

(注)「預貯金の種別」については、該当するものに○を付すこと。

(別紙1)

## 新潟県教育旅行誘致促進事業補助金 宿泊証明書

学校名 (学年)	学校 ( 年)
旅行人数・泊数 (生徒のみ)	名
利用バス台数	台
旅行期間 (全体の行程)	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり宿泊があったことを証明します。

宿泊施設	所在地	
	名称	
	代表者名	印

※社印 (角印等) または代表者印を使用すること。

新潟県知事 様

名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業について、新潟県教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱第14条の規定により概算払を請求します。

記

1 概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円  
うち宿泊に係る分 \_\_\_\_\_ 円、バスに係る分 \_\_\_\_\_ 円

2 内容

1	学校名 (学年)	学校 ( 年)	
2	旅行人数・泊数 (生徒のみ)	名 × 新潟県内泊数 泊 ×1,500 円	
3	利用バス台数	台 (1台あたりの利用人数 名) × _____ 円 (経費の1/2 (上限80,000円))	
4	旅行期間 (全体の行程)	年 月 日 ~ 年 月 日	
5	新潟県内における 宿泊施設	施設名	
		電話番号	
6	本補助制度以外の バス補助申請有無	有 ・ 無 (有の場合は補助事業名を記載すること)	
		補助事業名	

3 概算払請求を行う理由

4 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
《フリガナ》	
口座名義	
口座番号	

(注)「預貯金の種別」については、該当するものに○を付すこと。

新潟県知事 様

名 称  
代表者

年度新潟県教育旅行誘致促進事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた標記事業に係る消費  
税法上の消費税及び地方消費税額が確定したので、新潟県教育旅行誘致促進事業補助  
金交付要綱第16条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 学校名
- 2 補助金額（県知事が確定通知書により通知した額） 円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う  
補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額（4－3） 円

（注）

1. 別記第 6 号様式に準じた消費税及び地方消費税仕入控除税額に係る積算内訳を添付すること。
2. 課税業者の場合であっても、単純に補助金の 10%相当額が消費税及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額ではないので、留意すること。